

議 長 日程第6「議案第24号松田町行政協力委員に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告を行います。令和3年7月5日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、6月4日に委員6名中4名出席、7月5日に委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された議案第24号松田町行政協力委員に関する条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長及び担当職員出席のもと、松田町行政協力委員に関する条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行って慎重に審査しました。また、自治会長連絡協議会長を参考人として当委員会へ出席を要請し、本条例についての聞き取りを行いました。

審査の結果、行政協力委員の特別職としての位置づけを明確にするために必要な条例であると判断をいたしました。

別紙です。別紙。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する修正案。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例の一部を次のように修正する。

第6条第1項第1号中「取りまとめること」を「取りまとめる」に改め、同項第2号中「簡易な」及び「に協力すること。」を削り、同項第3号中「自治会内の」を削り、「環境整備に協力すること。」を「環境整備への協力」に改める。

以上でございます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は…すみません。議案第24号松田町行政協力委員に関する条例に対する委員長の報告は修正です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。